

南部町条例第19号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年8月12日

南部町長

陶山靖孝

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(南部町監査委員条例の一部改正)

第1条 南部町監査委員条例（平成16年南部町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 南部町上水道事業の設置等に関する条例（平成16年南部町条例第159号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正)

第3条 南部町病院事業の設置に関する条例（平成16年南部町条例第175号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 南部町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年南部町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(南部町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 南部町下水道事業の設置等に関する条例（令和5年南部町条例第20

号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。